# 神奈川県議会議員災害活動要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、神奈川県内において、自然災害その他の危機事象が発生した場合における神奈川県議会議員（以下「議員」という。）の災害活動のために必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱における自然災害その他の危機事象（以下「危機事象」という。）とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1)　東海地震に関する警戒等

ア　神奈川県東海地震注意情報時対策本部要綱第２条の規定に基づき神奈川県東海地震注意情報時対策本部が設置された場合

イ　大規模地震対策特別措置法第16条の規定により神奈川県地震災害警戒本部が設置された場合

(2)　災害等の発生

ア　災害対策基本法第23条の規定により神奈川県災害対策本部が設置された場合

イ　県民の生命、身体及び財産に重大な被害、影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある緊急の事象であると議長が認めた場合

（危機事象発生時の議員の役割）

第３条　議員は、危機事象が発生したときは、議長への安否連絡を行うとともに、自らの安全を確保しつつ、当該危機事象に伴う災害等の状況を確認し、必要に応じ、地域の一員としての災害対応活動に努めるものとする。

（議員への情報提供）

第４条　神奈川県議会議会局長（以下「局長」という。）は、危機事象が発生したときは、速やかに当該危機事象に係る情報を議長及び副議長に報告することとする。

２　前項に規定する場合において、局長は、議長の指示を受けて、ファクシミリ、電子メール又は議会クラウドシステムその他の適切な方法により、議員に対して、正確かつ適時に危機事象に係る情報を提供し、議長の指示を伝達するものとする。

（議長への連絡）

第５条　議員は、危機事象が発生したときは、速やかに自己の安否及び罹災状況等について、次に掲げる事項を電話、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法により、議長に連絡しなければならない。

(1) 件名（安否連絡、情報提供、その他）
(2) 発信議員名
(3) 発信場所（事務所、自宅、その他）
(4) 連絡年月日
(5) 安否確認、情報提供その他に係る具体的な内容

２　議員は、前項に規定する方法による連絡ができない場合であって、神奈川県災害対策本部又はこれに相当する対策本部（各地域県政総合センターに設置。以下「現地本部」という。）が設置されたときは、当該現地本部の長に対し、議長への連絡を依頼しなければならない。

３　議員は、通信連絡手段の障害等により、第１項又は前項の規定による連絡又は依頼を行うことができない場合は、通信連絡手段の障害等が回復した後、速やかに第１項又は前項の規定による連絡又は依頼を行わなければならない。

（情報の受伝達）

第６条 議長は、危機事象が発生したときは、議員に対して当該危機事象に係る情報を神奈川県災害対策本部及び神奈川県地震災害警戒本部の議会部の災害対策要綱第６条に定める議会部災害情報センターを通じて、適時的確に提供するものとする。

２　議員は、危機事象の発生から議長が適当と認めるまでの間において、災害対応活動に伴う要望等を行う場合は、個人の生命に急迫した危険があるときを除き、議会部災害情報センターに伝達するものとする。

３　局長は、議長の統括の下、神奈川県災害対策本部と神奈川県議会との間において、円滑な情報受伝達を行い、議会の意思を的確に伝達することとする。

（会期中の対応）

第７条　議長又は委員長等は、本会議又は委員会等の開催中に、危機事象が発生した場合は、直
ちに休憩等の措置を講ずるものとする。

２　その後の対応については、議会運営委員会を開催し、協議するものとする。

３　会期中において、本会議又は委員会等を開催していない場合も前項と同様とする。

（閉会中の対応）

第８条　議会閉会中において、危機事象が発生し、議員から臨時会又は委員会等の開催について要請がある場合、局長は速やかに議長、 副議長及び委員長等と協議し、その結果を関係議員等に連絡するものとする。

２　前項に規定する要請がない場合、議会運営委員会の委員長は、原則として危機事象が発生した日から起算して５日目に同委員会を招集し、臨時会又は委員会等の開催について協議するものとする。

（職務の代行）

第９条　議長に事故があり連絡がとれないときは、副議長がこの要綱における議長の職務を代行する。

２　議長及び副議長ともに事故があり、連絡がとれない場合は、議会運営委員会の委員長がこの要綱における議長の職務を代行するものとする。

附　則

１　この要綱は、平成２９年５月１８日から施行する。

２　神奈川県議会議員災害活動要綱（平成９年３月２４日）は、廃止する。

［参 考］

# 各条の関係の説明

第１条関係

この要綱は、自然災害その他危機事象が発生した場合における神奈川県議会議員の災害活動のために必要な事項を定めるものであるが、危機事象の種類により、県内のみならず隣都県で発生し、議長が必要と認めた場合もこの要綱を適用するものとする。

**★　警戒宣言**

内閣総理大臣は、気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、閣議にかけて、地震災害に関する警戒宣言を発令します。（大震法　第９条）

**★　大規模地震対策特別措置法第１６条　抜粋**

警戒宣言が発せられたときは、強化地域に係る都道府県知事又は、市町村長は、都道府県地震災害警戒本部又は、市町村地震災害警戒本部を設置するものとする。

**★　災害対策基本法第２３条　抜粋**

都道府県又は、市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときには、都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置することができる。

**★ 危機事象**

神奈川県議会が想定する危機事象とは、下記に記載のものとする。

・大地震を含む風水害等の自然災害が発生した場合

・新型インフルエンザ等が発生した場合

・外部からの攻撃による武力攻撃事態または武力攻撃予測事態が生じた場合